

## 「おがわ男女共同参画推進プラン（第4次）」用語解説

	用語	意味
あ 行	アスポート相談支援センター	埼玉県では「教育支援」「職業訓練」「住宅確保」の3分野について専門性を持つ支援員がサポートする「アスポート事業」を実施している。アスポート相談支援センターは、生活に困窮した人のため県内各地に設置された総合相談窓口及び自立に向けた支援を行う拠点。
	アンコンシャス・バイアス	自分でも気づかないうちに、偏った物の見方をしてしまうこと。
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	略称は「育児・介護休業法」。平成3年に「育児休業法」が成立、その後、平成7年に同法を改正する形で成立した。育児や家族の介護を行う労働者を支援する目的で、育児休業・介護休業及び子の看護休暇などについて定めた法律。
	ウーマノミクス	ウーマン(Women)とエコノミクス(Economics)を掛け合わせた造語。女性の活躍によって経済を活性化すること。
	エーエルティ ALT	Assistant of Language Teacherの略。小中学校の英語の授業で、日本人教師を補助する外国語指導助手。
	SNS	Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員サービス。主なものとしては、フェイスブック、LINE、ツイッター、インスタグラムなどがあげられる。
か 行	エルジービーティーキュー LGBTQ	性的少数者を意味する。具体的には、女性同性愛者(レズビアン:Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ:Gay)、両性愛者(バイセクシュアル:Bisexual)、心と身体の性に違和感のある人(トランスジェンダー:Transgender)、自身の性を明確には定義していない人(クエスチョニング:Questioning)を指す。少数者であることから差別を受け、社会から疎外されやすいため、その権利を守るための重要性が認識されている。
	家族経営協定	家族経営が中心の農業においては、家族一人一人の役割や報酬があいまいになりがちであることから、労働時間や休日、経営における役割分担、報酬などを明確に決め、家族間で協定を結ぶこと。

	用語	意味
か 行	キャリア教育	ここでは学校教育におけるキャリア教育を指す。児童生徒に望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけるとともに、児童生徒が自己の個性を理解し主体的に進路を選択する能力を育てる教育。
さ 行	就労移行支援事業	就労希望者に、一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う事業。
	就労継続支援事業	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労機会の提供や、生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う事業。A型・B型があり、A型は雇用型で、一般就労が見込まれる人を対象とし、B型は非雇用型で、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が見込まれる人を対象とする。
	女性活躍推進法	正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。平成27年8月に成立、施行された（一部、平成28年4月からの施行）。働く場面で活躍したいという希望を有するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表及び女性の職業選択に資する情報の公表が、国や地方公共団体、従業員数101人以上の民間企業等に義務付けられている。
	審議会	行政機関が政策等に関して意思決定を行う時に意見を求める合議制の機関。
	スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みに対する相談に応じたり、保護者や教職員への相談対応や指導・助言を行う臨床心理士などの専門家。
	スクールソーシャルワーカー	学校や暮らしの中での困難を抱えている児童生徒とその家族を支えるために、制度やサービス、環境面から支援を行いながら問題解決に取り組む専門家。
	ストーカー規制法	正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。平成12年11月に施行。つきまとい行為や面会や交際の強要、しつような無言電話やFAX・電子メール・SNS等の送信などを繰り返すストーカー行為者に対し警告を与えたり、禁止命令等を出すことを定めた法律。

	用語	意味
さ 行	政治分野における男女共同参画推進法	正式名称は「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」。平成30年5月に成立、同年6月に施行。政党・政治団体等に対して、選挙で男女の候補者の数ができる限り均等となることを求めている。国や自治体に対しては、実態調査や啓発活動、環境整備、人材育成などに取り組むよう求めている。
	性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」というように、生来男性と女性ではその役割が異なり、それぞれに合った生き方をすべきであるという考え方。
	セクシュアル・ハラスメント	主に職場や学校等において行われる性的嫌がらせ。相手の意思に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、一定の不利益を与えたり(対価型)、またはそれを繰り返すことによって就業環境・就学環境を著しく悪化させる(環境型)ことを指す。
	相対的貧困率	その国や地域のある時点における貧困率を推計する一般的な指標として多用されている。世帯収入から子どもを含む国民一人一人の所得を仮に計算し、順番に並べたとき、真ん中の人の額(中央値)の半分(貧困線)に満たない人の割合。
	ソホ <small>ソホ</small> SOHO	Small Office Home Officeの略語で、小さなオフィスや自宅を仕事場とする働き方、または、その場所のこと。
た 行	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和61年に施行。募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止、セクシュアルハラスメントの防止措置等を定める。
	地域包括ケアシステム	高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供し、地域で支え合える仕組み。
	地域包括支援センター	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。原則として市町村に1か所以上設置することになっており、地域における介護相談の窓口としての機能を持つ。

	用語	意味
た 行	DV防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。平成13年10月に施行。配偶者や事実婚の相手からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた場合、加害者に対して接近禁止命令、退去命令、子に対する接近の禁止命令の措置をとることができる。
	デートDV	恋人同士の間で起きる、ドメスティック・バイオレンスと同様の暴力。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重せずに自分の考えや価値観を押し付けたりすることも含まれる。
	特別支援教育	障害のある幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
	ドメスティック・バイオレンス	配偶者(内縁関係を含む)など親密な関係にあるパートナーから受ける暴力で、女性が被害者となることが多い。身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など。
な 行	二次受傷	犯罪や災害、事故、戦争などの悲惨な体験を負った人の話を聞いたり、現場を目撃することで、自分は被害に遭っていないくても同様の外傷性ストレス反応(精神的不安定やそれに伴う身体の不調、不眠、パニック障害等)を起こすこと。
	二次被害	犯罪の被害に遭った人が、直接の被害(一次被害)だけでなく、それに起因する様々な被害を受けること。たとえば、DV被害者が相談を受けた際に、「あなたにも落ち度があった」などと言われて傷つく事例などがあげられる。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業者や農業法人のこと。認定者には関係機関や団体からの支援措置が講じられる。
	ノーマライゼーション	社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障害者も健常者と同様の生活ができるように支援するべき、という考え方。

	用語	意味
は 行	パートタイム労働法	正式名称は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。平成5年に施行。短時間労働者(パートタイム労働者)の福祉の増進を図ることを目的とし、通常の労働者(正社員)との均衡を考慮した処遇・労働条件を確保することが義務付けられている。
	パブリックコメント	町の基本的な政策等を決定するにあたって、その政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表して町民からの意見を募り、その意見を考慮して政策等に反映させること。
	パワー・ハラスメント	職位上の立場や人間関係の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為。
	批准	署名により内容が確定した条約に対して、最終的に各国国内においてその内容を受け入れ、遵守することを決定すること。日本では国会の審議・承認が必要とされている。
	ファミリーサポートセンター	子育てを地域で相互援助するために設立された組織で、援助を受けたい人(利用会員)と援助を行いたい人(提供会員)が会員となって助け合う制度。子育てへの援助を受け、かつ援助を行うこともできる会員(両方会員)もいる。
	婦人相談センター	配偶者からの暴力を中心に相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介等を行っている埼玉県の機関。
	放課後子供教室	すべての子どもを対象に、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ・文化活動等を行う取組。
	放課後子ども総合プラン	すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型もしくは連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的とするプラン。
	放課後児童クラブ	小学校就学児童で、昼間、保護者が就労その他で児童を対象に、授業の終了後・長期休み中に、適切な遊び及び生活の場を与えて活動を行う取組。
	ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、特別に機会を与えることによって実質的な機会均等を実現させようとする取組。男女の固定的な役割分担意識の影響によって、職場において職員配置や管理職登用に男女間の格差が大きい場合、積極的に女性を登用するなどの措置をとることなどをいう。

	用語	意味
ま 行	マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要などの不当な扱いを受けること。
や 行	ヤングケアラー	家族にケアを必要とする場合に、本来は大人が担うようなケア責任を引き受け、日常的に家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。
ら 行	リプロダクティブ・ヘルス／ ライツ	性と生殖に関する健康と権利。安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを定める権利のことをいう。女性が安全に妊娠・出産できる環境を得るための権利も含まれる。
	労働基準法	昭和22年に施行。労働契約・賃金・労働時間・安全衛生・災害補償・就業規則など、労働条件に関する最低基準を定めた法律。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と家庭生活や地域活動などを組み合わせ、バランスのとれた働き方及び生活のあり方を選択できるようにすること。